

公衆災害と労働災害

- **公衆**災害：工事の関係者以外の第三者の生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑
- **労働**災害：労働者の業務上または通勤途上の負傷・疾病・障害・死亡

作業場

- 固定さくの高さ：**1.2m**以上
通行者の視界を妨げない必要がある場合は、**上部**を金網等で見通しよくする
- 移動さくの寸法：高さ **0.8m**以上 **1m**以下、長さ **1m**以上 **1.5m**以下、横板の幅 **15cm** 標準
- 横板の彩色部分：**黄色と黒色**の幅 **10cm**以上 **15cm**以下、角度 **45度**の斜縞
- 歩行者及び自転車が通行する部分に沿った移動さくは、**間隔**をあけないようにし、**すき間**のないようにする
- 道路上の作業場には、交通流に対する**背面**から車両を出入りさせる
- 道路上の作業場内に、作業に使用**しない**車両を駐車させてはならない
- 作業に使用する車両の運転手を**常駐**させる

交通保安対策

- 施工者は、**道路管理者**及び所轄**警察署長**の指示に従い、道路標識、標示板等で必要なものを設置しなければならない
- 道路上で施工する場合には、**道路管理者**及び所轄**警察署長**の指示を受ける
- 作業場出入口等に必要に応じて、**交通誘導員**を配置する
- 地盤面から高さ **0.8m**以上 **2m**以下の部分は、通行者の視界を妨げないようにする
- 保安灯：高さ **1m**程度、**150m**前方から視認できる光度

- 仮舗装の段差：5%以内の勾配ですりつける
- 工事予告標識：工事箇所前方 50m から 500m の間の箇所に設置する
- 車線制限：1 車線の場合は車道幅員 3m 以上、2 車線の場合は車道幅員 5.5m 以上を標準とする
- 歩行者用安全通路：幅 0.90m 以上、歩行者の多い箇所は幅 1.5m 以上

例題

平成 30 年 問題 53

建設工事公衆災害防止対策要綱に基づく保安対策に関する次の記述のうち、不適當なものはどれか。

- (1) 作業場における固定さくの高さは 0.8m 以上とし、通行者の視界を妨げないようにする必要がある場合は、さく上の部分を金網等で張り、見通しをよくする。
- (2) 固定さくの袴部分及び移動さくの横板部分は、黄色と黒色を交互に斜縞に彩色（反射処理）するものとし、彩色する各縞の幅は 10cm 以上 15cm 以下、水平との角度は、45 度を標準とする。
- (3) 移動さくは、高さ 0.8m 以上 1m 以下、長さ 1m 以上 1.5m 以下で、支柱の上端に幅 15cm 程度の横板を取り付けてあるものを標準とする。
- (4) 道路標識等工事用の諸施設を設置するに当たって必要がある場合は、周囲の地盤面から高さ 0.8m 以上 2m 以下の部分については、通行者の視界を妨げることのないよう必要な措置を講じなければならない。

解答 1

解説 固定さくの高さは 1.2m 以上とする。